広島県訓令第八号

本 関庁

地 方 機

広島県職員勤務評定実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 山

広島県職員勤務評定実施規程の一部を改正する訓令

改正する。 広島県職員勤務評定実施規程 (昭和二十九年広島県訓令第二十七号) の一部を次のように

第三条第一号中「部長」を「局長」に改め、 「及び任期付短時間勤務職員」 を加える。 同条第三号中 「再任用短時間勤務職員」 の下

人事室長」を「「人事課長」に改める。 第九条第四項中 「総務部総務管理局人事室長」を「総務局総務管理部人事課長」

第十条中「人事室長」を「人事課長」に改める。

第十一条第一項中「総務部長」を「総務局長」に、「人事室長」を「人事課長」 に改める。

第十二条第一項及び第三項中「総務部長」を「総務局長」に改める。

別表第一1の項中「本庁の室長、 第十四条第二項中 「総務部総務管理局人事室」を「総務局総務管理部人事課」に改める。 企画監、調整監及び地域事務所の次長、課長」を「本庁

の課長及び調整監並びに地域事務所の次長及び課長」に改める。

別表第二中「人舞殿」を「人舞羅」に改める。

地域事務所の部局長の項中 「局長」に改め、同部室員の項中「室員」を「課員」に、 別表第三本庁の部室長の項中「室長」を「課長」に、 「本庁関係局長」を「本庁関係部長」に改める。 「局長」を「部長」に、 「室長」を「課長」に改め、 同表

別表第四本庁の項中「室員」を「課員」に、 「局長」を「部長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中 人事室所見「 を 事課 肥 に改める。

別記様式第五号中 「人事室所見」や「人事課所見」 に改める。

この訓令は、 公布の日から施行する。